

新たな森林管理システムを円滑に進めるための 国有林からの木材供給対策について

～ 委員からの御指摘事項について ～

平成30年11月

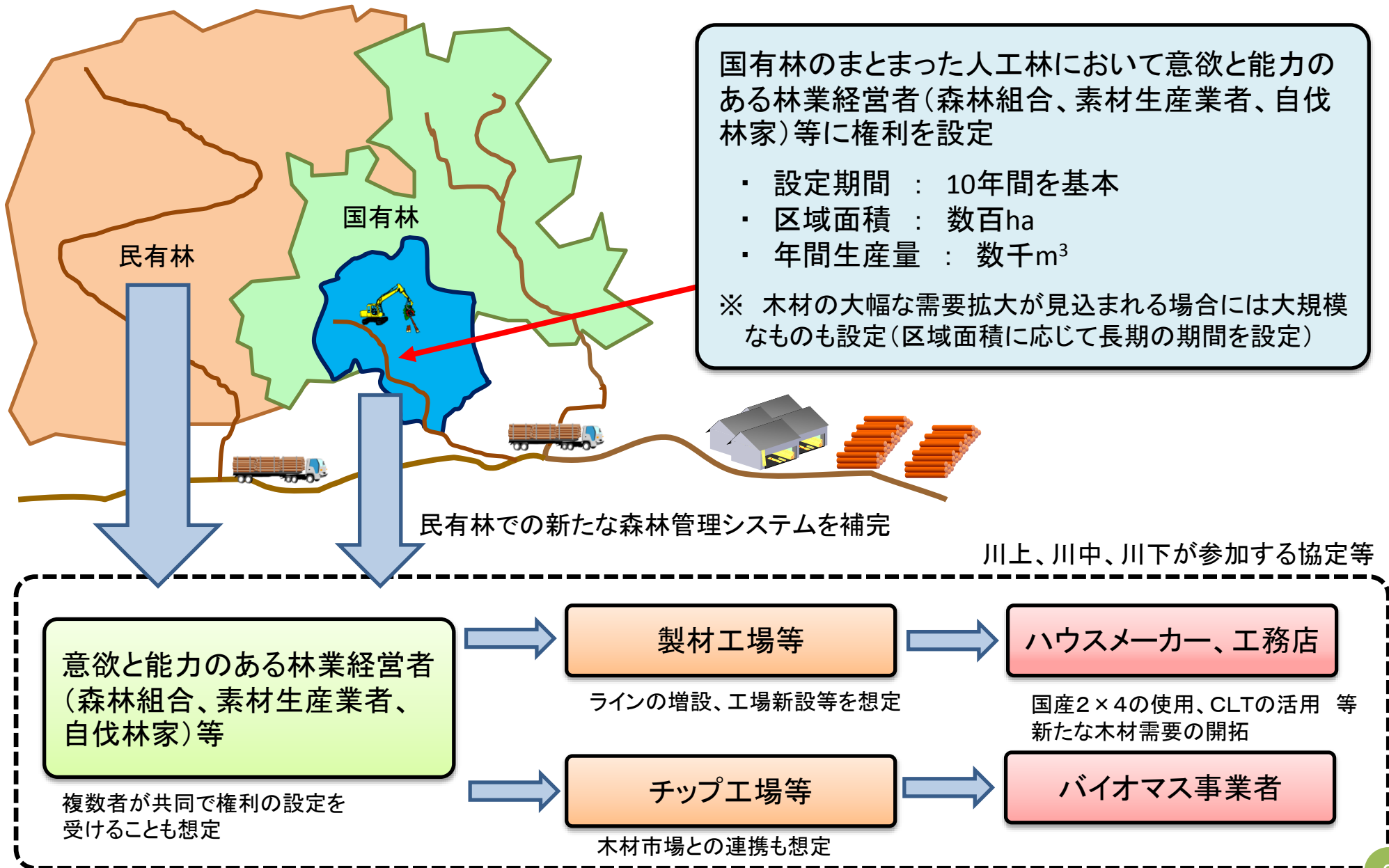
林野庁

1. 既存のみなし物権との関係性の整理

既存のみなし物権と国有林の新たな権利との差異について

	のみなし物権の例		新たな権利の検討方向 (案)
	鉱業権	漁業権	
権利内容	<u>鉱区において独占して</u> 鉱物を採掘し、及び取得すること	共同漁業、定置漁業又は区画漁業を <u>独占して</u> 営む権利	国有林野の一定の区域において <u>独占して</u> 立木を伐採及び取得すること
区域の有無及び指定等の方法	<u>鉱区</u> を事業者が申請し、これを経済産業大臣が登録	漁業種類ごとの <u>漁場の区域</u> を知事が定める	国有林野の資源状況等を踏まえ一定の <u>区域</u> を農林水産大臣が設定
権利を付与する方法	経済産業大臣による設定の <u>許可</u> （行政処分）	知事による <u>許可</u> （行政処分）	農林水産大臣による <u>権利の設定</u> （行政処分）
権利の対価	なし	なし	あり
存続期間	上限なし	5年又は10年	10年を基本、上限50年
排他性	<u>あり</u> （他者が鉱物を採取することができない）	<u>あり</u> （他者が漁業を営むことができない）	<u>あり</u> （他者が国の所有に属する立木を伐採できない）
権利行使の規制方法 (主なもの)	鉱物の掘採計画等を内容とする <u>施業案</u> を経済産業大臣が認可	組合管理漁業権の場合における <u>漁業権行使規則</u> を知事が認可 知事が制定する <u>漁業調整規則</u> による規制	具体的な <u>施業の計画</u> を作成し、 <u>国が認める</u> ことで権利を実行できる仕組み

2. 新たなスキームのモデル（イメージ）について



3. 立木の伐採を違法に行った場合のペナルティについて

- 施業の計画によらずに立木の伐採を違法に行った場合は、
 - ① 権利の取消し
 - ② 一定期間、他の区域で権利者となることを禁止等のペナルティを課す考え。

4. 今後のロードマップ

- 平成31年 2～3月 法律案の閣議決定、国会への提出(予定)
- 平成31年 4～6月 国会での審議(予定)

(国会にて法律が成立した場合)

- 平成32年 4月 改正法施行(予定)